

日程第 1 議案第 16 号

熊谷市立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷市立文化センター条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	ボーダーライト	1 列	840 円
		アッパーホリゾン ト	1 列	840 円
		ロアーホリゾン ト	1 本	210 円

(1) カラーフィルターを含まない。
(2) 準備及び復元の場合は、1 列を無料とする。
カラーフィルターを含まない。
カラーフィルターを含まない。

「	ボーダーライト
を	アッパーホリ ゾン ト
	ロアーホリ ゾン トラ
」	

	1 列	840 円	準備及び復元の場合は、1 列を無料とする。
ライ	1 列	840 円	
イト	1 本	210 円	

に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 日程第 1 議案第 17 号

熊谷市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則  
の一部を改正する規則

熊谷市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（平成 17 年教育委員会告示第 12 号）の一部を次のように改正する。

本則中「熊谷市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 11 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）及び熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 35 号）」に、「熊谷市個人情報保護条例施行規則（平成 17 年規則第 17 号）」を「熊谷市個人情報の保護に関する法律等施行細則（令和 5 年規則第 28 号）」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

### 提案説明

令和 3 年の「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、これまで官・民で区別されていた個人情報保護法制が一元化され、地方公共団体に令和 5 年 4 月 1 日から改正法が適用されることとなった。

この法改正に対応するため、昨年 12 月市議会定例会に現行の熊谷市個人情報保護条例を廃止し、新たに「熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し、4 月 1 日から施行される。

このことにより、教育委員会が所管する「熊谷市教育委員会が保有する個人情報に関する規則」についても、資料記載の条例・規則の名称を変更する必要があるため、一部を改正する規則を提案するものがあります。

議案第 17 号の参考資料

熊谷市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則  
(平成 17 年教育委員会規則第 12 号)

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p><u>熊谷市教育委員会が保有する個人情報</u>の保護に係る<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、<u>個人情報</u>の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）及び熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 35 号）の施行については、<u>熊谷市個人情報の保護に関する法律等施行細則</u>（令和 5 年規則第 28 号）の例による。</p>	<p>熊谷市教育委員会が保有する<u>個人情報</u>の保護に係る熊谷市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 11 号）の施行については、<u>熊谷市個人情報保護条例施行規則</u>（平成 17 年規則第 17 号）の例による。</p>

## 日程第 1 議案第 2 1 号

熊谷市立荒川公民館の臨時休館日について

熊谷市公民館条例第 5 条第 2 項に基づき、熊谷市立荒川公民館について、臨時の休館日を次のとおりとしたい。

臨時の休館日	令和 5 年 7 月 1 日から 1 2 月 2 7 日まで
--------	--------------------------------

### 説明

令和 5 年度に荒川公民館の空調・受変電設備改修工事を実施するに当たり、利用者の安全を確保するとともに円滑に施工するため、臨時の休館日を設けるものであります。